

[別紙様式13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]

1. 「受付番号」欄は、記載しないこと。地方厚生（支）局都府県事務所において、1番から連続した番号を付すものであること。
2. 印刷は、片面印刷を選択とすること。
3. ゼロの場合は空欄とせず、「0」と記載すること。
4. 「従たる事業所（サテライト）の所在地」は、都道府県・市町村名を記載すること。
5. 「従業者の職種・員数」は、従たる事業所（サテライト）に勤務する職員も含めて、職種ごとに記載すること。
6. 「従業者の職種・員数」の常勤（人）欄は、雇用形態が常勤の職員であり、管理者も含めて記載すること。非常勤（人）欄は、雇用形態が非常勤の職員について記載すること。
7. 「主たる事業所」、「従たる事業所」の職員数は、常勤非常勤等の雇用形態に関わらず、それぞれの実人数を記載すること。
8. 「主な揭示事項」の「営業日以外の計画的な訪問看護」とは、緊急時を除き営業日以外に計画的な訪問を行っていることをいう。
9. 「訪問看護ステーションの利用者数」については、**平成29年6月1日から同6月30日までの1か月の実人数**（延べ人数ではない。）で記載すること。また、当該利用者数のうち、「医療保険と介護保険の両方を利用した利用者数」、「医療保険のみの利用者数」、「介護保険のみの利用者数」をそれぞれ記載すること。
10. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」及び「5. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出」は、当該療養費の届出がない場合には、「○届出状況」の有無以外の記載は不要とする。
11. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」の「当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等」における職種は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。
12. 「6. 褥瘡対策の実施状況」の「（1）褥瘡対策の実施状況」は、医療保険の他、**介護保険の利用者についても含めること**。また、下記を参照の上、記載すること。
  - ・「① 訪問看護ステーション全利用者数」は、**平成29年6月1日時点の訪問看護ステーションの全利用者数**を記載すること。（当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める）
  - ・「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」は、「① 訪問看護ステーション全利用者数」のうち、平成29年6月1日時点でDESIGN-R分類d1以上を有する利用者数を記載すること。（1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。）
  - ・「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R分類d1以上を有する利用者数を記載すること。（1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。）
  - ・「④ ②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数（※②－③の利用者数）」は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」から「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」を減じた数を記載すること。
  - ・「⑤ 褥瘡の重症度（DESIGN-R分類）」の「訪問看護利用開始時の褥瘡」欄と「訪問看護利用中に発生した褥瘡」欄には、それぞれの褥瘡の状態を、DESIGN-R分類（d1～DU）に区分して人数を記載すること。